

大阪市水道局告示第8号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和8年2月16日

大阪市水道局長 坂本篤則

名 称	所 在 地	指 定 日
株式会社PNS	大阪市西淀川区姫島6丁目2番7号	令和8年 1月31日

（水道局工務部給水課）